

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○ 飲酒運転根絶重点区域の指定	(総合交通対策課)	一
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同参画社会推進課)	一
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○ 保安林の指定	(森林整備課)	二
○ 道路の区域変更(二件)	(道路課)	二
○ 道路の供用開始	(同)	二
○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	三
○ 土砂災害警戒区域の指定	(同)	三
○ 土地改良事業の施行の認可	(大河原地方振興事務所)	四
○ 定期監査結果に対する措置の公表	(監査委員)	四

告 示

○宮城県告示第九十三号
宮城県飲酒運転根絶に関する条例(平成十九年宮城県条例第八十六号)第十五条第一項の規定により飲酒運転根絶重点区域として次のとおり指定したので、同条第三項の規定により公表する。
平成二十二年二月二日

飲酒運転根絶重点区域	指定日	指定期間
	宮城県知事 村 井 嘉 浩	

仙台市青葉区一番町三丁目及び四丁目並びに国分町一丁目から三丁目まで	平成二十二年一月二十七日	平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
石巻市立町一丁目及び二丁目並びに中央二丁目	平成二十二年一月二十七日	平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
塩竈市尾島町	平成二十二年一月二十七日	平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
大崎市古川北町一丁目、古川台町及び古川東町	平成二十二年一月二十七日	平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第九十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十二年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 パソコン要約筆記文字の都仙台

一 代表者の氏名 福元 智美

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区権ヶ岡五番地

三 定款に記載された目的 この法人は、パーソナルコンピュータをはじめとしたIT機器を有効に活用して、障害者・高齢者を中心とする地域の全ての人々の自立と社会参加の支援を行うこと、及びそれらに関わる人材を育成すること、地域社会の発展と、生きがいのある誰にでも優しいまちづくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年一月十二日

○宮城県告示第九十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十二年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二五二〇一〇三七	ハイツ小松島 仙台市青葉区小松島 二丁目九番十四号	共同生活援助	社会福祉法人 国見会	平成二十二年 二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二五二〇一〇三七	ハイツ小松島 仙台市青葉区小松島 二丁目九番十四号	共同生活援助	社会福祉法人 国見会	平成二十二年 二月一日

○宮城県告示第九十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十二年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町崎浜二五九の一（次の図に示す部分に限る）、二五九の二、津本五七の一（次の図に示す部分に限る）、五七の二、竹の袖二五の一、二五の二、本吉郡南三陸町歌津字松崎一三、一六の二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三百四十六号

三 道路の区域

変更の区間

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
登米市米山町西野字後小路一〇番地先から 同市同町西野字小路無番地先まで		前 A 後 B	一四・〇 二二・六	七〇・〇	Bは、上A及びBの敷地面積を算出するに際し、登米市道平井間の重複部分については、重複部分の面積を算入しないこととする。
		前 A 後 B	一四・〇 二二・六	七〇・〇	

○宮城県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 古川佐沼線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前 後	二六・四 二六・四	一〇〇・〇 一〇〇・〇
登米市南方町新高石浦一五六番二地先から 同市同町新高石浦一五五番一地先まで	前 後	二六・四 二八・〇	一〇〇・〇 一〇〇・〇

○宮城県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百四十六号	登米市米山町西野字小路一〇番地先から同市同町西野字小路無番地先まで	平成二十二年一月二日

○宮城県告示第百号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
 第六条第一項及び第八條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十二年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
土浮山沢3	土石流	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城大土木事務所
土浮山沢4	土石流	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城大土木事務所
土浮山沢5	土石流	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山、同町大字円田字釜沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城大土木事務所
土浮山沢6	土石流	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山、同町大字円田字釜沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城大土木事務所
小妻坂沢	土石流	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城大土木事務所
小妻坂沢2	土石流	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山、同町大字円田字釜沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城大土木事務所
釜沢	土石流	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山、同町大字円田字釜沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城大土木事務所
土浮山沢7	土石流	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山、同町大字円田字釜沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城大土木事務所
土浮山沢8	土石流	刈田郡蔵王町大字円田字土浮山（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城大土木事務所
指ヶ浜の1	土石流	牡鹿郡女川町指ヶ浜次の図のとおり	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城大土木事務所
指ヶ浜の2	土石流	牡鹿郡女川町指ヶ浜次の図のとおり	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城大土木事務所

指ヶ浜沢	土石流	牡鹿郡女川町指ヶ浜次の図のとおり	
指ヶ浜沢	土石流	牡鹿郡女川町指ヶ浜次の図のとおり	
竹の入沢	土石流	牡鹿郡女川町竹の入次の図のとおり	
観音沢	土石流	牡鹿郡女川町観音沢次の図のとおり	
小乗浜の沢	土石流	牡鹿郡女川町小乗浜次の図のとおり	
小乗浜の沢	土石流	牡鹿郡女川町小乗浜次の図のとおり	
小乗浜の沢	土石流	牡鹿郡女川町小乗浜次の図のとおり	
小乗浜の沢	土石流	牡鹿郡女川町小乗浜次の図のとおり	
大原の1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町大原1次の図のとおり	
小乗の1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町小乗1次の図のとおり	
指ヶ浜の1	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町指ヶ浜1次の図のとおり	
指ヶ浜の2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町指ヶ浜2次の図のとおり	
大原の3	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町大原3次の図のとおり	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所に
 おいて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百一十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
 第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十二年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
			宮城県知事 村 井 嘉 浩

観音沢	土石流	社鹿郡女川町女川浜 次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び 宮城県東部土木事務所
-----	-----	--------------------	-----------------------------

（次の図）は、省略し、その図面及び関係書類は、〒575-0204 区域の縦断場所の欄に掲げる場所に
あつて縦覧し得る。）

○阿賀町中川線四ノ川

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において適用する同法第十条第一
項の規定により、阿賀町土地改良区が行つた土地改良事業（中川地区）の竣工は平成二十二年十月十
六日竣工した。

なお、この図面があつたところを以てこの図面から縦断しつくすか又は阿賀町を縦断しつくすか
を判断するにこの図面だけでは不十分である旨を明記するものとする。

平成二十二年十月十四日

阿賀町大臣原町長 藤田 隆

所 署 土 井 嘉 彦

監査委員

○宮城県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、
宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があつたので、同条同項の規定
に基づき公表する。

平成22年2月2日

宮城県監査委員	内 海 太
宮城県監査委員	佐々木 敬 克
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

記

- 1 監査委員の報告日
平成21年8月25日
- 2 通知のあつた日
平成21年12月2日
- 3 監査委員の報告内容及び措置の内容

- (1) 企業同公営事業課
① 監査委員の報告の内容

仙南工業用水道事業において、ダム管理負担金が一部軽減されることになったが、建設仮勘
定の累積が続いているので、事業のあり方等について国等との調整を図り、最終的な方針を早
期に決定するべきである。

- ② 措置の内容

仙南工業用水道事業については、今後とも需要が見込めず事業化が困難な状況にあることか
ら、11月24日の政策財政会議において事業廃止の方針を決定した。

今後は、事業廃止に向け関係省庁と調整を図り、所要の手続きをすすめていくこととする。

- ② 病院局県立病院課

- ① 監査委員の報告の内容

イ 各病院の入院収益等において、過年度未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未
収金の発生防止のための対策を講じられた。

ロ 循環器・呼吸器病センターの設備更新工事において、予算科目の計上誤りが認められた。

また、がんセンターにおいて、固定資産の除却費用の計上漏れが認められたので改善された
。

- ② 措置の内容

イ 未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき、平成21年度におい
ても「未収金縮減対策実施計画」を作成し、当課及び3病院が重点的に取り組むべき対応方
針及び目標を定め、未収金の縮減対策を一層強化していく。

未収金の収納促進については、定期的な電話、催告書の送付及び自宅訪問による督促等に
より未納者全員に対する対応を行っているが、本年度は、これまで実施してきた強化月間に
ついて、県立3病院と歩調を合わせ、12月をフォローアップ月間と位置づけ、未納者に対し、
納付や継続納付の働き掛けを行うなど、効果的な徴収に努めていく。

また、債権分類結果を基に、昨年度に引き続き、支払能力が伸びながら支払に伸びない未
納者に対する法的措置を講じるため、法的措置を前提とした督促手続を検討し、実施するな
ど、督促、訪問徴収等の強化を行うとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき回収
見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。

今後とも引き続き未収金の収納に努めていく。

ロ 病院事務の執行について、今後、確認及び指導を徹底する。また、固定資産の計上誤り及
び固定資産除却費の計上漏れについては、会計処理に関する国の考え方に基づき、平成21年

度において特別損益に計上するなど、経理処理を行うこととしている。

(3) 循環器・呼吸器病センター

① 監査委員の報告の内容

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が増えられたので、未収金の縮減に当たっては、医事部門のみならず、院内職員が互いに連携し、組織として収納促進と未収金の発生防止対策に取り組まれない。

② 措置の内容

未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき、平成21年度においても「未収金縮減対策実施計画」に定めた重点的に取り組むべき対応方針及び目標に基づき、未収金の縮減対策に取り組んでいる。

未収金の収納促進については、医事業務嘱託員とともに、日常的な納入相談、電話・訪問による督促等に加え、休日も含めた自宅訪問を行うとともに、年2回の強化月間を設け、集中的な催告を行うこととしている。また、本年度は、これまで実施してきた強化月間について、新たに12月をフオローアップ月間とし、未納者に対し、納付や継続納付の働き掛けを行うなど、効果的な徴収に努めていく。

加えて、未納初期段階での納入促進のための働き掛けも実施している。

未収金の発生防止については、看護部門との連携を強化し、入院患者等からの医療費納入相談の迅速な対応や高額療養費の限度額適用認定制度等の制度の理解と活用促進に努めるなど、院内職員が互いに連携して未収金の縮減対策に取り組むこととしている。

特に、本年度は、昨年度法的措置実施の検討過程で納付の確約を取り付けた多額未納者から2件、580,760円の納付を得ることができた。

また、本年度は、債権分類結果を基に、支払能力がありながら支払に応じない未納者に対する法的措置を講じるため、法的措置を前提とした督促手続を検討し、実施するなど、督促、訪問徴収等の強化を行うとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき回収見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。

今後とも引き続き未収金の収納に努めていく。

(4) 精神医療センター

① 監査委員の報告の内容

入院収益等において、過年度の未収金が増えられたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられない。

貯蔵品（診療材料）について、棚卸しによる在庫管理が行われていないことが認められた

ので、今後適正に管理されたい。

ハ 医療機器の購入契約において換収調書を作成していないことが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられない。

② 措置の内容

未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき、平成21年度においても「未収金縮減対策実施計画」に定めた重点的に取り組むべき対応方針及び目標に基づき、未収金の縮減対策に取り組んでいる。

未収金の収納促進については、医事業務嘱託員に加え、診療科の特性も考慮し、未納者の状況に精通している看護職員等とともに、日常的な納入相談、電話・訪問による督促等に加え、休日も含めた自宅訪問を行うとともに、年2回の強化月間を設け、集中的な催告を行うこととしている。また、本年度は、これまで実施してきた強化月間について、新たに12月をフオローアップ月間とし、未納者に対し、納付や継続納付の働き掛けを行うなど、効果的な徴収に努めていく。

未収金の発生防止については、未収金が増加傾向にあることも考慮し、入院時や外来患者に、医療費の支払方法や高額療養費等の公費負担制度などについての説明を行い、理解と制度の活用を促している。また、外来患者が、現金の持ち合わせがない等の理由で支払えない場合には、後納願いの提出を徹底し、次回来院時に収納ができるよう努めている。

特に、現年度未収金については、早期の納入を働き掛けることで、過年度未収金となる額を少なくするよう努めていく。

当センターにおいては、現在も入院中の高額未納者による未収金の増加がセンター全体の未収金の増加の大きな要因となっており、本年度は、これらの者を含め、債権分類結果を基に、支払能力がありながら支払に応じない未納者に対する法的措置を講じるため、法的措置を前提とした督促手続を検討し、実施するなど、督促、訪問徴収等の強化を行うとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき回収見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。

今後とも引き続き未収金の収納に努めていく。

ハ 財務規則に基づき実地棚卸しを行い、在庫管理の適正化を図ることとした。

ハ 物品購入事務については、財務規則に基づいた執行を行うとともに、今後、換収調書の作成漏れがないよう院内における確認について徹底を図ることとした。

(5) がんセンター

① 監査委員の報告の内容

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金
が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

② 措置の内容

未収金の縮減対策については、「病院事業未収金取扱要領」に基づき、平成21年度において
も「未収金縮減対策実施計画」に定めた重点的に取り組むべき対応方針及び目標に基づき、未
収金の縮減対策に取り組んでいる。

未収金の収納促進については、医事業務嘱託員とともに、日常的な納入相談、電話・訪問に
よる督促等に加え、休日も含めた自宅訪問を行うとともに、年2回の強化月間を設け、集中的
な催告を行うこととしている。また、本年度は、これまで実施してきた強化月間について、新
たに12月をフォローアップ月間とし、未納者に対し、納付や継続納付の働き掛けを行うなど、
効果的な徴収に努めていく。

加えて、未納初期段階での納入促進のための働き掛けも実施している。

未収金の発生防止対策については、入院時において支払方法や高額療養費の限度額適用認定
制度についてチラシ等により理解促進に努めているほか、入院中の患者等に対しては、看護部
門、病棟クレーク、MSW及び医事班による打合せを随時行うなど、未収金発生防止に向けた
連携強化を図っている。

あわせて、本年度は、債権分類結果を基に、支払能力がありながら支払に応じない未納者に
対する法的措置を講じるため、法的措置を前提とした督促手続を検討し、実施するなど、督促、
訪問徴収等の強化を行うとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき回収見込みがない
債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。

今後とも引き続き未収金の収納に努めていく。